



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎ ぶ 環 境 保 全

• 発行 •
平成22年
1月15日

VOL.
81

行政ニュース

◆ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課



あいさつ	年頭に当たって	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 坂 志郎 … 2
		役員一同 … 3
		岐阜県環境生活部長 古田常道 … 4
		岐阜市環境事業部長 片桐 猛 … 5

特 集	協会設立20周年記念式典記録 ……………	6
-----	----------------------	---

行政ニュース	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を 改正する省令等の施行について	岐阜県環境生活部廃棄物対策課 … 9
--------	--	--------------------

振興局だより	揖斐地域の地球温暖化防止対策について	岐阜県西濃振興局揖斐事務所 … 15
--------	--------------------	--------------------

シリーズ	わがまちの環境保全と対策	飛騨市長 井上久則 … 17
------	--------------	----------------

	(社)岐阜県産業環境保全協会	
協会だより	木村虎男理事が環境大臣表彰を受賞 ……………	18
	理事会の開催 ……………	18
	委員会の開催 ……………	19
	産業廃棄物関係法令等研修会の開催 ……………	19
	施設見学の実施 ……………	19
	青年部会の動向 ……………	20
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	第8回産業廃棄物と環境を考える全国大会の開催 ……………	20
	公益法人制度改革への対応方針(案) ……………	21
	新規加入会員の紹介 ……………	22
お知らせ	許可の有効期限にご注意 ……………	23
	会費の納入は便利な口座振替で ……………	24
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法 ……………	25
	協会への入会のおすすめ ……………	27
編集後記	……………	28

表紙写真 「早春」(岐阜市) …………… フォト飛水 玉木保裕



年頭に当たって

理事長 坂 志 郎

明けましておめでとうございます。

平成22年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年当協会は、設立20周年という節目の年を迎え、10月には、盛大に記念式典を執り行い皆様方と共にお祝いをしたところであります。これまでにお世話になりました関係各位に改めて御礼申し上げるとともに、協会の益々の発展に向け努力して参る所存であります。

さて、一昨年の秋に米国に端を発しました世界同時不況の我が国経済に及ぼす影響は、一部に明るさが見えてきたと言われますが、一方で、デフレの進行、雇用環境の改善・設備投資額の回復の遅れなど、先行きの不透明感は、大きく、我々中小企業を取り巻く状況は、非常に厳しいものがあります。会員の皆様には大変困難な局面に直面されているとは思いますが、なんとしても乗り越えて頂きたいと思えます。

又、昨年12月7日～19日までコペンハーゲンで開催されました気候変動枠組み条約第15回締約国会議(COP15)では、法的合意は今年に持ち越されたものの、先進国から発展途上国への支援策等を盛り込んだ2013年以降の地球温暖化対策の国際枠組みの骨格を示した「コペンハーゲン合意」が了承されました。

世界は、低炭素社会に向かって大きく、速く動いていると思えます。

政府は2020年の温室効果ガスの削減量を1990年比25%という従来とは比較にならない大きな目標を発表しており、今後国を挙げてこの達成に向け努力することが望まれるところです。産業廃棄物業界もこれまで以上に削減が期待されると思えます。

一方産業廃棄物処理法の改正についてですが、平成9年の改正から10年が経過し、改正時に法の施行状況について検討を加えることとされていることから、中央環境審議会において、総合的に検討されているところです。

この検討状況には、協会としても強く要望している収集運搬業許可手続きの合理化、許可取消の無限連鎖の改正等が盛り込まれており、法改正が待たれるところではありますが、我々としまでもコンプライアンスに努め、一層の適正処理を図っていかねばなりません。

当協会も公益法人制度の改革により公益社団法人か一般社団法人に移行することが求められております。今年は、会員の皆様ご意見を伺いながらこの課題に積極的に取り組んで参りたいと思えますので、よろしく申し上げます。

最後となりましたが、会員の皆様を始め関係各位の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、新年の御挨拶と致します。

慶 春



年頭に当たり、平素のご支援、ご協力を深く感謝申し上げますとともに、本年も何卒よろしくお願いいたします。

平成22年元旦

理事長	坂 志 郎	理 事	津 田 芳 朗
副理事長	清 水 道 雄	”	丁 明 夫
専務理事	広 瀬 利 和	”	富 所 俊 一
理 事	白 井 清 三	”	丹 羽 武
”	兼 松 誠 吾	”	野々村 清
”	粥 川 長 司	”	野 村 清 晴
”	河 合 研 三	”	堀 義 博
”	木 村 虎 男	”	村 井 保 之
”	國 本 吉 男	”	山 口 繁
”	桑 原 信 幸	”	山 田 輝 幸
”	清 水 利 康	”	渡 邊 浩 章
”	杉 下 武 夫	監 事	大 村 辰 男
”	鈴 村 兼 利	”	高 木 雅 浩

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長
古田 常道

新年あけましておめでとうございます。

平成22年の新春を迎え、一言挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、貴協会におかれまして、昨年、設立20周年を迎えられましたことを改めてお祝い申し上げますとともに、会報の発行、各種講習会の開催等による会員への情報提供など、積極的な活動を展開されていることに感謝申し上げます。

さて、県では、平成21年度から向こう10年間に取り組むべき課題と政策を「岐阜県長期構想」として取りまとめ、県政の基本目標を「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり」、環境関係の目指すべき将来像を「清流と自然を守る岐阜県」として、先人から受け継いだ豊かな自然とともに地球全体の環境を守るため、県民一丸となって取り組みを進めているところです。

廃棄物関連では、産業廃棄物処理施設の設置に関する適正な手続きの確保を取り組みの1つに掲げており、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を、この1月1日をもって施行いたしました。これにより、産業廃棄物処理施設の設置が透明かつ適正な手順のもとで行われるようになり、事業者と関係住民との合意の形成及び地域の生活環境保全に寄与できるものと期待しています。

一方、産業廃棄物の不適正処理事案につきましては、貴協会の御尽力と会員の方々の御理解、御協力により、発生件数は減少傾向にあるものの、景気後退による経済情勢の悪化に伴い、再び増加に転じる懸念もありますので、引き続き、未然防止、早期発見、早期措置を基本に厳正厳格に対応してまいります。また、排出事業者や処理業者の皆様自らが産業廃棄物の適正処理に努められることが、不適正処理の防止や産業廃棄物処理に関する信頼性の向上につながるものでありますので、今後も貴協会の皆様方の一層の御協力をお願いいたします。

本県は「飛山濃水」と謳われる山紫水明の県土を有しており、我々はこの美しい自然環境を後世へと引き継いでいく責務を負っています。廃棄物の処理につきましては、従来の公衆衛生の確保や環境保全に加え、地球温暖化や循環型社会づくりが大きなテーマとなっており、廃棄物の発生抑制(Reduce)・再利用(Reuse)・再資源化(Recycle)の3R(スリーアール)をさらに推進することが、天然資源の消費抑制、循環資源の有効活用及び環境負荷の低減を通じて、地球規模の課題への対処として有効であると考えておりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々の御発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう心からお祈り申し上げます。

新年挨拶

岐阜市環境事業部長
片 桐 猛

新年あけましておめでとうございます。平成22年の新春を迎え、一言御挨拶申し上げます。旧年中は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物処理行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、21世紀は地球環境の世紀とも言われ、環境保全への関心が高まっております。環境負荷を小さくして、環境を保全することは、気候変動や自然災害の増幅を抑える決め手であるとの世界共通認識になってきております。昨年9月に開催されました国連気候変動サミットにおいて、鳩山首相は、我が国の温室効果ガスの25%削減を目指すと表明されました。これにより化石燃料に依存したライフスタイルを根本的に見直し、低炭素社会へ踏み出すことが求められ、地方公共団体が果たす役割もこれまで以上に重要になってまいりました。

現在、岐阜市では平成19年3月に策定した「岐阜市地球温暖化対策指針」に基づいて、様々な施策を展開してきたところでありますが、この指針を改定し、新たに「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を今年度中に策定する予定であります。

この計画を担う、市民・事業者・環境保全団体・行政のすべてが、それぞれの役割を果たし、協力し合って、人と自然が共生する豊かな「環境都市ぎふ」の実現を目指してまいります。

また、本市の重要課題である岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案につきましては、平成20年3月25日に「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に係る大臣同意を得て、行政代執行による支障除去等の事業を行っております。

現在この事業は、昨年8月から実施しておりました注水作業が完了したところであり、本年より廃棄物層の掘削・選別、廃棄物の除去等の工事に着手し、平成24年度末までに完了する予定であります。

更に、事業場等の監視・指導については、不法投棄事案を契機として配置した産廃Gメンにより、事業場への立入検査やパトロールを強化しており、野外焼却の防止や廃棄物の保管状況の改善などに一定の効果を発揮しております。今後も排出事業者の処理責任について、積極的に監視・指導を実施し、産業廃棄物の適正処理を推進してまいります。

したがいまして、産業廃棄物の処理業者及び排出事業者の皆様で構成されております貴協会におかれましては、旧来にも増して、行政への御理解と御協力を賜りますとともに、産業廃棄物の適正処理及び循環型社会構築に御尽力くださることをお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の今後益々の御発展と会員皆様の御健勝を心より祈願いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

社岐阜県産業環境保全協会の設立20周年記念式典と祝賀会を10月29日(木)に「岐阜グランドホテル」で開催しました。西藤副知事、成原岐阜市副市長をはじめ多くの来賓にご列席をいただき、200人を超える参加者で盛会でした。

写真と新聞記事で式典と祝賀会の様子をご紹介します。

写真で見る設立20周年記念式典



坂理事長の挨拶で式典が始められた



辛坊治郎氏による講演



早川県議会議長の祝辞



國中全産廃連会長の祝辞



國中会長から感謝状を受ける清水副理事長



全産廃連会長の感謝状を受けた5人の理事



理事長から感謝状を受ける代表受領者



理事長から感謝状を受ける代表受領者



祝賀会で挨拶をする坂理事長



祝賀会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

このことについて、環境省から通知がありましたので、お知らせします。

なお、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の適正な処理及び収集運搬に関するガイドラインが環境省から併せて示されましたので、下記ホームページをご参照下さい。

○微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン—焼却処理編—

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index3.html>

○微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index2.html>

上記の「ガイドライン」については、「保全協 News」(平成22年1月8日、第106号)で、冊子にして会員の皆様にお届けをしております。

環廃産発第091110002号
平成21年11月10日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について
(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成21年環境省令第11号)、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令(平成21年環境省令第12号)、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する件(平成21年環境省告示第68号)、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等(平成21年環境省告示第69号)、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件(平成21年環境省告示第70号)及び石綿含有一般廃棄物等に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する件(平成21年環境省告示第71号)が平成21年11月10日に公布され、平成21年11月24日から施行される。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部を変更する件(平成21年環境省告示第72号)が平成21年11月10日に適用された。

ついては、下記事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職により周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 趣旨

ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に基づいて、その処理の推進がなされているところである。

ポリ塩化ビフェニルが使用された高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの(以下「高圧トランス等」という。)については、日本環境安全事業株式会社を活用し、全国5箇所の施設で処理が進められている。

また、ポリ塩化ビフェニルを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等(以下「汚染物等」という。)については、国内で初めて、日本環境安全事業株式会社北九州事業所において、本年7月より処理施設の操業が開始された。

その他、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル(以下「電気機器等」という。)(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器等を除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等」という。)については、日本環境安全事業株式会社での処理対象となっておらず、その性状等を踏まえた処理体制の構築を図ることが求められている。

さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を今後とも安全かつ効率的に進める必要がある中で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設において、適正な処理がなされていることを定期的に確認することが求められている。

このような背景を踏まえ、今般、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を促進するために必要な改正等を行うものである。

第二 改正の内容

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更

(1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理を推進するための事項として、下記の内容等を追記した。

① 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の発生量、保管量及び処分量

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の使用中のものも含めた量は、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約330万台、OFケーブルが約1,400kmであると推計されている。

② 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、次のとおり、処理体制の整備等を図ることにより、安全かつ効率的な処理を推進することとする。

ア 処理体制の整備

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理(廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。)の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。

また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。

イ 測定方法の確立

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の安全かつ効率的な処理を進めるため、国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。

ウ 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に関する情報提供等

電気機器等を製造した者及びその関係団体は、電気機器等を使用している事業者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報提供を引き続き行うものとする。

微量のポリ塩化ビフェニルにより汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及びその関係団体から提供されるポリ塩化ビフェニル汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ポリ塩化ビフェニル汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にポリ塩化ビフェニル汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度を測定する等の適切な方法により、ポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

電気機器等が廃棄物となったもの(以下「廃電気機器等」という。)に係る産業廃棄物処理業者は、特別管理産業廃棄物である微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を許可なく誤って処分しないよう、国、都道府県市及び電気機器等を製造した者から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してポリ塩化ビフェニルにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

都道府県市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供に努める。

(2) 汚染物等の処理を推進するための事項として、下記の内容等を追記した。

○ 中小企業者の負担軽減措置

中小企業者に対する汚染物等に係る高額な処理費用の負担軽減を図るため、中小企業者が汚染物等の処分を日本環境安全事業株式会社に委託して行う場合にその処理費用が

軽減されるよう、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理の主体である日本環境安全事業株式会社に対して中小企業者の費用負担軽減に要する額を支出することとする。

2 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第12条の12の14の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を追加した。具体的には、以下のものを特例の対象となる廃棄物とした。

(1) 廃ポリ塩化ビフェニル等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第2条の4第5号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。)(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。))に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの(以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。))が廃棄物となったものに限る。)

(2) ポリ塩化ビフェニル汚染物(令第2条の4第5号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったものに限る。)

(3) ポリ塩化ビフェニル処理物(令第2条の4第5号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。)((1)又は(2)に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。)

3 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等の制定

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等について、規則第12条の12の16の規定により環境大臣が定める基準等を以下のとおり定めた。

(1) 無害化処理の内容の基準

① 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理に伴い生ずる物(以下「無害化処理生成物」という。)(洗浄施設又は分離施設において微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を処理する場合にあっては、当該処理に伴い生ずる液状の産業廃棄物を除く。))が以下の基準を満たすこと。

ア 廃油の場合は、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1キログラムにつき0.5ミリグラム以下であること。

イ 廃酸又は廃アルカリの場合は、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。

ウ 廃プラスチック類又は金属くずの場合は、当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。

エ 陶磁器くずの場合は、当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。

オ 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず以外の場合は、当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。

これらの基準は、規則第1条の2第53項の環境大臣が定める方法、すなわち、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192

- 号)第3号に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- ② 排ガス中のポリ塩化ビフェニル濃度及び放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること。
- (2) 無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準
- ① 無害化処理生成物の性状が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものとなるよう、無害化処理生成物の性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。
- ② 無害化処理生成物が(1)①に規定する基準に適合していることを確認するための試験を6月に1回以上行い、かつ、その結果を記録することができる者であること。
- (3) 無害化処理の用に供する施設の基準
- ① 処分する微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の性状を分析することのできる設備が設けられていること。
- ② 保管施設を有する場合には、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、かつ、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に他の物が混入するおそれがないように仕切り等が設けられていること。
- (4) 無害化処理の認定の特例
- ① 当該無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準
- 無害化処理の用に供する施設が焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設(規則第4条第1項第8号に規定する電気炉等を用いた焼却施設をいう。)を除く。以下同じ。)である場合には、規則第4条の5第1項第2号(同号ハ及びナからケまでを除く。)並びに第12条の7第5項第2号及び第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- ア 燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の温度を速やかに無害化処理を行うことができる温度以上とし、これを保つこと。
- イ 燃焼室内に投入された微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の数量及び性状に応じ、無害化処理に必要な滞留時間を調節すること。
- ② 当該無害化処理の用に供する施設の基準
- 無害化処理の用に供する施設が焼却施設である場合には、規則第4条第1項第7号(同号ロ(1)、(2)及び(4)並びにヌからカまでを除く。)及び第12条の2第5項第2号の規定の例によるほか、次の要件を備えた燃焼室が設けられていることとする。
- ア 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を無害化処理を行うことができる温度以上の状態で焼却することができるものであること。
- イ アの温度を微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。
- ウ 燃焼ガスの温度を速やかにアに掲げる温度以上とし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- (5) その他
- 無害化処理の認定に係る申請書に記載する事項、実証試験に関する書類、記録の閲覧、

記録する事項及び環境大臣に報告する事項について、環境大臣が定める事項等として必要な事項等をそれぞれ定めた。

4 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法の一部改正

2において、無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等を追加したことに伴い、特別管理産業廃棄物であるポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は再生の方法に、同条第1項の認定に係る無害化処理の方法(当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。)を追加した。

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準として、令第7条第12号に掲げる廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設において、その処理状況の測定に関する規定を次のとおり追加するとともに、これらの規定に対応する記録の閲覧及び記録する事項を定めた。

① 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

② 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

6 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構第10条第1項第5号に基づき、独立行政法人環境再生保全機構がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金から処理費用の助成を行う対象となる廃棄物として、汚染物等を追加した。

また、助成金の交付をポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るために必要な範囲とするため、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下単に「中小企業者」という。)のうち以下に該当する者以外の者を交付対象とすることとした。

(1) その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が一又は二以上の大企業者(中小企業者以外の会社をいう。以下同じ。)により保有されている者

(2) 上記(1)の会社との間に当該会社による完全支配関係(法人税法(昭和40年法律第34号)第4条の2に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。)がある者

(3) 大企業者との間に完全支配関係がある者

第三 その他

無害化処理認定制度の趣旨、無害化処理認定の効果、認定の申請及び指導監督等に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律等の施行による無害化処理認定制度について」(平成18年8月9日付け環廃対発060809003号・環廃産発第060809005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)の内容を参照されたい。

揖斐地域の地球温暖化防止対策について

岐阜県西濃振興局揖斐事務所

「未来のために今、私たちが出来ること。美しい地球を子供たちに手渡すため、ぜひ、あなたの力を貸してください。」(WWF ジャパン公式サイトから)

新聞やテレビからはCO₂が増加して、地球温暖化が進行しているというニュースが毎日報道され、また、企業からは電気自動車、太陽光発電などの地球温暖化防止対策商品が発表されています。

県では、家庭部門における地球温暖化防止対策として、平成20年から「CHANGE マイライフ」をスローガンに、「ぎふエコ宣言」の募集など、身近なところからライフスタイルの変革を促す取組みを県民や事業者の皆さんにご協力をいただきながら各種施策を推進しています。そこで岐阜県西濃振興局揖斐事務所、揖斐川町、大野町および池田町の地球温暖化防止対策の状況を報告します。

レジ袋有料化の取組

岐阜県の環境に関する重点施策の一つである「地球温暖化防止対策」として、各町に協力し事業者および住民団体等が参加するレジ袋削減(有料化)のための協議会を設置して、県・町・事業者・住民代表によるレジ袋削減に関する協定を締結し地球温暖化防止に努めています。

〈レジ袋有料化協定締結状況〉

町名	締結日	締結者	有料化開始日
池田町	平成20年6月23日	町長、副知事、区長会長、6事業	平成20年9月1日
揖斐川町	平成20年9月1日	町長、副知事、区長会長、8事業	平成20年10月1日
大野町	平成20年9月4日	町長、副知事、区長会長、6事業	平成20年10月1日

〈レジ袋辞退率〉

町名	辞退率(平成21年10月)
池田町	93.8%
揖斐川町	93.7%
大野町	93.2%

緑のカーテンの取組

地球温暖化防止の取り組みの率先垂範として、夏季高温時における太陽光の遮断による建築物の温度上昇の抑制、植物の鑑賞、日射による外壁等の劣化予防などを目的に、揖斐総合庁舎の壁面にゴーヤ、パッションフルーツ等の植物を植栽する壁面緑化(いわゆる「グリーンカーテン」)事業を庁舎職員の協力の下、揖斐総合庁舎正面玄関において平成21年6月1日に実施しました。

※ ネットは建設業者の廃材であった防護ネットを再利用しました。また、パッションフルーツは、揖斐川町坂内地区の特産品として栽培を推進しています。



植栽時



最盛期

普及啓発活動の取組

平成21年10月3日の「大野町まつり」、同年10月25日の「環境フェアいけだ」において地球温暖化防止啓発パネルを展示、大気環境木等を配布し普及啓発を行うとともに、地球温暖化防止のアンケート調査、住民の意識調査を行いました。また、県が所有する電気自動車 i M i V E を展示しました。



大野まつり



環境フェアいけだ



電気自動車の展示

わがまちの環境保全と対策



豊かな自然と調和した安全・快適なまちづくり

飛驒市長 井上久則

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、新しい年を迎えお慶びを申し上げます。

また、日頃より環境行政の推進につきまして格別のご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本市は、古川町、神岡町、河合村及び宮川村の2町2村が合併により平成16年2月1日に誕生し、人口28,000人余りの市です。岐阜県の最北端に位置し、市の面積は792.31km²でそのうち約92%を森林が占め、市内には宮川や高原川、荒城川が流れ自然豊かなまちです。

合併当初の平成16年度には、自然からの警告とも感じられる台風23号や18豪雪等の未曾有の災害を被りました。

近年の環境問題は、利便性を主体とした私たちの日常生活や事業活動に起因していることが大きな特徴になっていると同時に、二酸化炭素等の増加が原因として引き起こされる温暖化が地球規模で大きな問題になっています。

このような環境悪化を食い止めるために、日常生活を見直し、身近な取り組みとして3R・リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用)の推進をはじめとした循環型社会への構築が必要で、これまでの生活の価値観やライフスタイルを見直さなければならなくなってきました。

これらのことは、私たちが将来に「豊かな自然と調和した安全・快適なまちづくり」を引き継ぐべきことであり、私たちの責務であると考えています。

現在、本市のごみ処理体系は21種分別を基本に実施され、平成20年度一人1日当たりのごみ排出量は854g、リサイクル率は29%と全国平均値は上回っていますが、平成19年3月に「飛驒市環境基本計画」の策定以来、市民からは、ごみ減量化に向けての機運が盛り上がってきました。

このような背景の中、本年度ごみ減量化検討委員会を発足し将来のごみの減量、再生資源化及び再利用について、市民・事業者及び行政が協働で検討をしていただき、今後市民活動の継続性、事業者への期待及び行政に期待する政策等に対して提案を頂き、市民一人一人が生活環境の改善を行い、快適なまちづくりを進めていきたいと考えています。

最後になりましたが、貴協会の益々のご繁栄と会員皆様のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

〈社岐阜県産業環境保全協会〉

○木村虎男理事が環境大臣表彰を受賞

木村虎男理事(株研木村 代表取締役会長)が、平成21年度循環型社会形成推進功労者(産業廃棄物関係事業功労)として、平成21年11月6日(金)に徳島市で開催された「第8回産業廃棄物と環境を考える全国大会」で栄えある環境大臣表彰を受賞されました。

協会では、12月15日の第4回理事会で記念品を贈り、受賞をお祝いしました。

○理事会の開催

平成21年度第4回理事会が、平成21年12月15日(火)に「ホテルリソル 岐阜」で開催されました。

理事会では、最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- 第2回中部地域協議会専務理事会議(9月30日開催)
- 第8回産業廃棄物と環境を考える全国大会(11月6日開催)

(2) 委員会報告

- 総務委員会
産業廃棄物関係法令等研修会(11月18日開催)の開催結果
- 研修指導委員会
産業廃棄物関係法令等研修会(11月18日開催総務委員会と共催)の開催結果
施設見学(11月2日、11月30日)の開催結果
産業廃棄物処理関係講習会(9月8日・9日)の開催結果
- 広報編集委員会
第3回委員会(10月27日開催)の審議

結果

- 適正処理委員会

巡回指導、パトロール(9月10日、17日)の実施結果

(3) 青年部会報告

- 役員会(9月16日、11月25日開催)
- 視察研修(9月10日、11日 松山市)
- 青年部会親睦ゴルフコンペ(10月21日開催)
- 中部ブロック協議会
幹事会(10月8日開催)
交流会(9月30日開催 浜松市)
- 全国協議会
第7回全国大会記念事業推進会議(11月19日開催 横浜市)

続いて、次の3議案について審議が行われ、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決承認されました。



第4回理事会

第1号議案 平成21年度予算の予備費充用について

協会の会議室を新たに借り上げたこと(会報第79号既報)による管理費の使用料及び賃借料の不足を補うため510千円を予備費から充用する

第2号議案 理事の辞任について

後藤副理事長から提出された「辞任届」を受理し、同氏の辞任を了承する

第3号議案 新規加入会員の承認について
4会員の入会を承認する

次に、以下の事項について協議が行われ、事務局の提案が了承されました。

(1) 感謝状の贈呈について

多年にわたり当協会の役員を務められ、このたび退任をされる後藤利夫氏に感謝状を贈呈する

(2) 公益法人制度改革への対応方針について
別記「公益法人制度改革への対応方針(案)」に沿って、事務を進めることを了承し、「公益法人制度改革対応検討委員会」を設置することとなった

理事会の終了後、トーマツ コンサルティング(株)の田中氏に「公益法人制度改革」について、約1時間にわたって制度改革の影響などの説明をして頂きました。

○委員会の開催

平成21年10月27日(火)に、広報編集委員会が開催されました。委員会では次の事項について協議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

(協議事項)

- 協会報第81号の編集方針について
- 協会要覧の作成状況について他

○産業廃棄物関係法令等研修会の開催

平成21年11月18日(木)に、岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」で「産業廃棄物関係法令等研修会」が開催されました。研修会では、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例・施行規則」について、岐阜県廃棄物対策課の篠田技術課長補佐が、また「産業廃棄物処理業に係るリスクアセスメントの推進」について、中央労働災害防

止協会の尾野専門役が講義を担当されました。



産業廃棄物関係法令研修会

本研修会は、総務委員会と研修委員会の共同開催で、86名の会員が受講されました。

○施設見学の実施

平成21年11月2日(月)と11月30日(月)の2回にわたって、先進処理施設の見学を実施しました。第1回目には、豊田メタル(株)(半田市)を



豊田メタル(株)で自動車リサイクルを見学



(株)宮崎で古紙の分別、リサイクルを見学



㈱リバイブで土砂精密分離装置を見学

訪問し、自動車のリサイクルについて見学をしました。参加者は、訪問先の都合で16名でした。第2回目は、㈱宮崎(名古屋市)と㈱リバイブ(弥富市)を訪問しました。㈱宮崎では、古紙の分別、リサイクルを、㈱リバイブでは、大型の土砂精密分離装置等を見学しました。参加者は、30名でした。

○青年部会の動向

- 第6回役員会(11月25日)
岐阜市内で開催し、7名が参加しました。
- 第7回役員会(12月16日)
岐阜市内で開催し、11名が参加しました。
- 青年部会親睦ゴルフコンペ(10月21日)
岐阜関カントリー倶楽部東コースで開催し、愛知県、三重県の青年部会からも参加があり、15名でプレイを楽しみました。
- 講演会と忘年会(12月16日)
岐阜市内のホテルグランヴェール岐山で開催し、40名を超える参加者で賑わいました。講演会では、9月に役員会を開いた「いなせ寅 衛門」(ジャパン興業(株))の赤塚社長に、人を輝かせ、力を引き出す、ためにはどうすればよいのかなど、

有意義なお話を聞かせていただきました。

- 青年部会報「未来人」第21号(12月5日)発行
- 中部ブロック幹事会(10月8日)
- 第7回全国大会記念事業推進会議(11月19日)

横浜市内の「ロイヤルホールヨコハマ」で開催され、平成22年11月の全国大会開催に向け協議が行われました。青年部会からは、石原会長、達川副会長、小塚幹事が出席しました。

〈社全国産業廃棄物連合会〉

○第8回産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成21年11月6日(金)に、徳島市内の「ホテルクレメント徳島」で「第8回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が開催されました。本大会では、環境大臣表彰【産業廃棄物関係事業功労】を受賞された木村虎男理事(㈱砺木村 代表取締役会長)に表彰状と記念品が授与されました。



木村理事が環境大臣表彰を受賞

協会からは、坂理事長、木村理事と広瀬専務理事が参加しました。

別記

公益法人制度改革への対応方針(案)

1 概要

現行の社団法人を「公益社団法人」又は「一般社団法人」に移行する
移行に係る申請は、平成25年11月30日までに行わなければならない

2 手順

(1) 「公益社団法人」か「一般社団法人」の判断

① 理事会への制度改革説明

- ・法改正の趣旨、申請業務内容等

② 検討委員会の設置、協議の開始

- ・名称は「公益法人制度改革対応検討委員会」
- ・4委員会の正副委員長で構成(総務委員長が委員長)
- ・内閣府、全産廃連、他県協会等の動向も勘案

③ 総会

- ・平成22年度予算(20年度会計基準適用を考慮)議決

④ 理事会で協議・作業方針決定

⑤ 総会で作業方針決定(目指すのは、一般社団法人か、公益社団法人か)

(2) 申請書類の作成・申請

① 申請書類の作成(総会議決後 着手)

- ・定款の変更、財務諸表の作成
- ・「公益目的支出計画」の作成

② 総会で申請方針決定(最終決定)

③ 申請(22年度決算、23年度予算添付)

時期

21. 12

22. 1

22. 3

22. 5

22. 6

22. 7

23. 6

23. 10

3 課題

「産業廃棄物対策基金」の取扱

① 「一般社団法人」を選択した場合

「公益目的支出計画」を作成し一定期間内に基金残高をゼロとする

② 「公益社団法人」を選択した場合

基金を減額(概ね1年間の公益目的事業に必要な額にする)

新規加入会員の紹介

平成21年12月15日に開催された第4回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会 員 名 代 表 者 名	住 電 話 番 号 所 号	業 の 区 分	備 考
株式会社 金田商会 代表取締役 金 田 政 幸	〒501-6035 羽島郡笠松町円城寺1丁目1-1 ☎058-388-3751	収集運搬業 中間処理業	
株式会社 サンワテクノス 代表取締役 柳 三千男	〒455-0028 愛知県名古屋市港区潮見町3 ☎052-612-3105	収集運搬業	
東建テクロード株式会社 代表取締役 東 秀 樹	〒501-3936 関市倉知3150-1 ☎0575-22-2601	収集運搬業 中間処理業	
久保田房子 ニシトク商会	〒503-0123 安八郡安八町南條野畑637-1 ☎0584-64-5273	収集運搬業	

(参考) 会員の状況

会員区分	8月31日現在	入 会 数	退 会 数	12月15日現在	増 減
正 会 員	355	4	4	355	0
賛助会員	90	0	2	88	△ 2
特別会員	2	—	—	2	0
合 計	447	4	6	455	△ 2

変更届について (お願い)

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に、許可証の写しを添付くださるようお願いいたします。

〔連絡先〕 〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

○ 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。

○ 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。

許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)

○ 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058-272-9293

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。
 - 銀行 (十六・大垣共立・岐阜)
 - 信用金庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
 - 信用組合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
 - 農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
 - 労働金庫 (東海労働金庫)
 - ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)
3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
4. お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

・正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

・賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当：小野)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

○当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」をご記入いただきます。）

○発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
- 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
- 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。

☆ 産業廃棄物管理票（社全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同時にお届けいたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

TEL 058 (272) 9293

FAX 058 (272) 6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

（単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入）

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設八団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A 5 版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設八団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A 4 版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は
取扱責任者氏名 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

*事務局記入欄

支払	振込 No
方法	現金
整 理	

＜協会への入会のおすすめ＞

—— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために ——

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市藪田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 野村 清晴

副委員長 山口 繁

天池 孝一 兼 松 誠 吾 川 合 秋 男 川 合 清 和

野々村 清 渡 邊 浩 章

編集顧問

大野 安一

編集後記

新年明けましてお目度とうございます。

昔から、日本人は新年を迎えると、晴れ着を纏って神社仏閣に初詣し、お互いに「おめでとう」と挨拶を交わすのを習慣としてきました。

ところが最近、新年になったからといって晴れ着を着ている人は少ないように思います。女性であれ、男性であれ和服の晴れ着を着ているのは、テレビに写る芸能人ばかりであり、一般の人は普段着のまま外出しています。これは、四季豊かな日本の風土にきちんとけじめをつけてきた我々の先祖と違って、面倒くさいとか、昨日と今日と何も変わらないといった惰性で生活するようになったからではないかと、少しばかり(日本古来の伝統が消えていくようで)心配である。

しかし、何処の神社やお寺でも正月三が日の人出は凄い。特にこの辺りの有名な熱田神宮、お伊勢さんや岐阜の伊奈波神社なども大変な人出である。これは、こんなに不景気では、苦しみや、悩みの解決は神様や仏様でなければどうしようもないと思っているからでしょう。

昨年と今年は戦後64年間で最大の変革があった年であります。それは、流行語大賞にも選ばれた「政権交代」であります。我々にとって最も不幸なことは、この政権交代と戦後最悪の不況と重なったことでもあります。今年は、覚悟しなければならぬでしょう。

我が業界は、いかなる社会情勢になっても循環型社会の一角を担う必要不可欠の産業であります。人間の住む自然豊かな環境を守る使命があります。決して神頼みではなく、また、惰性に流されることなく、業界一致団結してピンチをチャンスに変え、明るい未来を実現するため一層の精進を励みたいものであります。本年もよろしくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

[言葉の宝石]

朝夕のつらきつとめは御仏の

ひとになれよのめぐみなれかし

税所敦子

税所敦子という人は、明治の紫式部といわれた当時の代表的な女性歌人で、のちに宮中に入って天皇家に36年間女官として仕えられた方です。熱心な観音様信者であったそうです。(新みちしるべ「はなしかた」より) 記 Y.O

平成22年1月15日発行

第81号

編集 社団法人岐阜県産業環境保全協会

発行

理事長 坂 志郎

〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozen/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

とし わ
寿和工業株式会社

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の実行等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 浄化槽放流水
- 工場排水、など

土壌

- 底質
- 田、畑土、など

肥料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

(処分業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物

(収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

(処分業) ・特定有害廃石綿等

(収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

建設業

環境関連機器販売

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661



第30回全国豊かな海づくり大会 ぎふ長良川大会

平成22年6月12日(土)、13日(日)に、
第30回全国豊かな海づくり大会～ぎふ長良川大会～が岐阜県で開催されます。
「清流が つなぐ未来の 海づくり」を大会テーマに、全国初の河川開催の大会として、
森・川・海が一体となった自然環境の保全の重要性について全国に向けて発信します。

- 大会テーマ／「清流が つなぐ未来の 海づくり」
- 主催／豊かな海づくり大会推進委員会
第30回全国豊かな海づくり大会岐阜県実行委員会
- 後援／農林水産省、環境省
- 開催期日／平成22年6月12日(土)、13日(日)
- 開催場所／
歓迎レセプション……岐阜市
式典行事……関市文化会館
放流・歓迎行事……関市池尻の長良川河畔
関連行事……○ふれあい交流行事(岐阜市、関市)
○サテライト行事(県内40市町村)
○協賛行事(207件)※12月末日現在
- 参加人数／
一般参加者を含め約13万人(過去最大級)

大会キャラクター ヤマリン



○「ヤマリン」という名前は「山」のヤマと「海」のマリンを表しています。
○緑の三角頭は、豊かな山(森)を表しています。ピンクの花は県の花「れんげ草」です。
○体は上流から下流、そして海につながるたくさんの川を表しています。
○足は水色をバックに白い水玉模様、これは豊かな海を表しています。

【問い合わせ先】

第30回全国豊かな海づくり大会岐阜県実行委員会(岐阜県農政部全国豊かな海づくり大会推進事務局内)
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
TEL 058-272-8795 FAX 058-278-2695
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11438/umisite/>

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



日本興亜損害保険株式会社

岐阜支店営業第1課 担当 児玉 TEL <058>253-9822

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社

はつり きむら
斫木村

■本 社

〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■斫木村リサイクルセンター

〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

タカイ商事株式会社

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takai@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企業理念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことでもあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである「ISO14001」認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉サトマサグループ

- (社) 愛知県産業廃棄物協会
- (社) 岐阜県産業環境保全協会
- (社) 三重県産業廃棄物協会
- 岐阜県解体・建廃事業協同組合
- 岐阜県清掃事業協同組合
- 愛知県地域環境創造協会

有限会社 海津リサイクルセンター
〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

サトマサ株式会社
〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会